

# **事務監査請求の手引き**

八潮市監査委員事務局

## 目 次

- 1 事務監査請求とは
- 2 事務監査請求の対象となるのは
- 3 事務監査請求はどのような方法で行うのか
- 4 事務監査請求の主な流れは
- 5 問合せ先

## 1 事務監査請求とは

直接請求制度のひとつで、地方自治法75条により、選挙権を有する者が、その総数の50分の1以上の連署をもって、その代表者から監査委員に対して、普通地方公共団体の事務の執行に関して監査を求めることができる制度です。

## 2 事務監査請求の対象となるのは

議会及び執行機関の担当する一切の事務が対象となります。

## 3 事務監査の請求はどのような方法でおこなうのか

事務監査請求は、八潮市の選挙権を有する者の総数の50分の1以上の連署をもってその代表者から八潮市監査委員に対して請求します。

## 4 請求までの主な流れは

- ① 事務監査請求の請求代表者（複数でも可）を決め、請求代表者名で、八潮市事務監査請求書及び八潮市事務監査請求代表者証明書交付申請書を監査委員事務局に持参または郵送します。
- ② 監査委員は、選挙管理委員会に請求代表者の方が選挙権を有するかどうかの確認を依頼します。
- ③ 監査委員は、確認後、請求代表者に請求代表者証明書を交付（事務監査請求書は返却）し、その旨告示します。
- ④ 請求代表者は、告示があった日の翌日から起算して1ヶ月以内に署名収集します。
- ⑤ 署名代表者は、署名収集期間の満了日から5日以内に、署名簿を選挙管理委員会に提出します。
- ⑥ 選挙管理委員会は、署名簿の審査、縦覧後、署名簿を請求代表者に返却します。

- ⑦ 請求代表者は、署名簿が提出された日から5日以内に、監査委員に対し、必要書類一式を添え、改めて事務監査請求書を提出します。
- ⑧ 監査委員は、事務監査請求書を受理した旨を請求代表者に通知、告示します。
- ⑨ 監査委員は、事務監査を実施します。
- ⑩ 監査委員は、結果を代表者に送付し公表、議会及び市長並びに関係機関に提出します。

※署名簿に関することは、選挙管理委員会事務局が担当します。

## 5 問合せ先

事務監査請求に関すること

八潮市監査委員事務局 048-996-4273

署名簿の収集に関すること

八潮市選挙管理委員会 048-996-2369